

令和5年第3回定例会 経済建設常任委員会審査記録（1日目）

- 1 日 時 令和5年9月20日（水） 午前9時59分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第 91号 公の施設に係る指定管理者の指定について
 議第 92号 公の施設に係る指定管理者の指定について
 議第 93号 公の施設に係る指定管理者の指定について
 議第 94号 公の施設に係る指定管理者の指定について
 議第 95号 公の施設に係る指定管理者の指定について
 議第106号 令和4年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（6名）
- | | | | |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 渡 辺 昌 君 | 2番 | 河 村 幸 雄 君 |
| 4番 | 川 村 敏 晴 君 | 5番 | 大 滝 国 吉 君 |
| 6番 | 本 間 善 和 君 | 7番 | 尾 形 修 平 君 |
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
 議 長 三 田 敏 秋 君
- 7 委員外議員（なし）
- 8 説明のため出席した者
- | | |
|---------------|-----------|
| 副 市 長 | 忠 聡 君 |
| 政 策 監 | 須 賀 光 利 君 |
| 農 林 水 産 課 長 | 小 川 良 和 君 |
| 同課農業振興室長 | 中 川 博 之 君 |
| 同課農業振興室係長 | 小 田 篤 君 |
| 同課農業振興室係長 | 本 間 由 佳 君 |
| 同課林業水産振興室長 | 伊 藤 幸 夫 君 |
| 同課林業水産振興室副参事 | 臼 井 信 一 君 |
| 同課林業水産振興室係長 | 高 橋 直 紀 君 |
| 同課みらい農業創造推進室長 | 高 橋 和 憲 君 |
| 農業委員会事務局長 | 高 橋 雄 大 君 |
| 地域経済振興課長 | 富 樫 充 君 |
| 同課経済振興室長 | 田 村 政 和 君 |
| 同課経済振興室副参事 | 菅 井 学 君 |
| 同課経済振興室係長 | 鈴 木 清 美 君 |
| 観 光 課 長 | 田 中 章 穂 君 |
| 同課観光交流室長 | 村 山 真 一 君 |
| 同課観光交流室主幹 | 小 池 一 栄 君 |
| 同課観光交流室副参事 | 園 部 和 枝 君 |
| 同課観光交流室係長 | 増 子 正 臣 君 |
| 荒川支所産業建設課長 | 渡 邊 修 君 |
| 神林支所産業建設課長 | 斎 藤 雄 一 君 |
| 朝日支所産業建設課長 | 鈴 木 健 次 君 |

山北支所産業建設課長

小 田 和 弘 君

9 議会事務局職員

局 長 内 山 治 夫
書 記 中 山 航

(午前 9時59分)

委員長（尾形修平君）開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第91号から議第94号までの4議案は、公の施設に係る指定管理者の指定についてであり、いずれも農村公園に係る指定管理者の指定であることから、一括して議題とし、担当課長（農林水産課長 小川良和君）から説明を受けた後、一括質疑に入る。

(説 明)

農林水産課長 皆さん、おはようございます。それでは、議第91号から議第94号までの4議案について説明させていただく。今ほど委員長からお話あったとおり、4議案については、各集落にある農村公園の施設に係る指定管理者の指定についての内容となっている。指定管理者の指定に係る資料の4ページを御覧いただきたいと思う。議第91号については、施設名、切田農村公園、指定管理者となる団体については切田区で、資料の5ページ、議第92号は、施設名、荒島地区農村公園、指定管理者となる団体は荒島区、資料の6ページ、議第93号は、施設名、佐々木農村公園、指定管理者となる団体は佐々木区で、資料の7ページ、議第94号は、施設名、海老江農村公園で、指定管理者となる団体については海老江区だ。4施設とも指定管理の期間については、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。根拠となる条例については、村上市農村公園条例で、公募によらない理由といたしては、立地条件や文化、交流の観点から、地区の公園として、一定の管理権限を持って自主的な運営を行うため、それぞれの公園が所在する区に管理運営をしていただくことが適当であるためということでの理由となる。指定管理料については、4施設も無料ということではさせていただいている。説明は以上だ。

(一括質疑)

川村 敏晴 今回農村公園、荒川地区で固まっているが、指定管理料については無償というふうなことでなっているのだが、ちょっとお聞きしたいのが、今私が認識しているのは、荒島区で指定管理している農村公園に今回の災害復旧に絡んで、某というか東北電力なのかな、そこを工事現場というふうなことで、借用を申請して借用されているのだが、これについての借用料については管理者である荒島区には入らないというふうな取決めだというふうなことを区長から伺っていたのだが、その辺の考え方についてちょっと教えていただきたいと思う。行政側に入るといふふうに聞いているのだが。

農林水産課長 こちらの施設については、施設そのものが公の施設ということで、管理の部分は、管理そのものを区にお願いしているということになる。なので、土地の使用という部分については、あくまでも所有者である市が管理する。ある程度そこを貸す、貸さないについては、指定管理いただいている区と協議する必要はあるかと思うが、

貸す、貸さないの権限については、土地管理者、所有者が決定するものというふうな区分の中で整理させていただいている。そういう考え方の中で、施設の管理は区だけれども、施設そのものの所有という部分については、公の施設ということで市が所有しているといった区分の中で整理させていただいて、今回のような対応をさせていただいているところだ。

川村 敏晴 その辺の考え方は今お聞きして分かったが、ただ無償というふうな部分についての中で、他の公園もそうなのだろうけれども、当荒島地区においても、私の集落なので、一番よく分かるのだけれども、年に数回草を刈ったり、除草をしたりというふうなことで、利用については子どもの遊園部分もあれば、高齢者のゲートボールをする、今は使えないのだけれども、そんな状態で、草取り等の管理については、区で経費を持ちながらやっているという中で、他地区の荒川地区以外の農村公園については、指定管理料をお支払いしている取決めもあるところもたしかあったと思うのだが、その中で管理に対する経費についてのやり取りみたいなのは、この辺の今回上がってきている方々の管理者からは、何らかの管理費用というふうな要請、要望は上がってこなかったものだろうか。

農林水産課長 今委員おっしゃるように、農村公園の中では集落以外の方が利用されるというふうな形で運営されている公園もあるので、そちらについては指定管理料が発生するという形になっている。ただ、今ご質問の無償で行っていただいている公園についての今回の指定に当たっての草刈りだとか、通常の管理費、管理に係る経費についての負担をお願いしたいというふうな要望は、今回の指定管理のやり取りの中ではなかった。

川村 敏晴 実は我々も草刈りになると駆り出されるわけなので、草を刈って、放置して、それがずっと、昔は運動会したりいろいろ利用していたので、人が踏み固めたりする効果もあったというふうな話なのだけれども、やはりそれを繰り返すと地盤が非常にやわくなるというか、泥化するというか、そんなことで非常に何をやるにしても利用しづらい状況になっているので、区の役員会等で、ある程度水がたまってぐちゃぐちゃするのを防ぐためには地質改良というか、何か必要になるのではないかと、この辺は所有者の市のほうに改善を求めていく時期に来ているのではないかという意見もちょうほら出ているというふうに聞いているのだが、そういう場合の改善については、行政側でしっかり状況を確認してということになるのだろうけれども、対応できるものなのだろうか。

荒川支所産業建設課長 今荒島区のほうから区の要望ということで上がってきている中に、今の農村公園の土壌の改良という形でお話のほうをいただいている。以前海老江区のほうの農村公園のほうでも、どうしても使用頻度が低くなるとコケが発生するというので、そのコケを剥いで砂を入れてという形でやったことがある。今回の荒島区に関しても、同じような形で対応しなければ改良はできないのかなというふうに思っていて、実は本日荒島区の区長とうちの担当と支所長と現地のほうで立会いをしている日である。その状況を見ながら、今後の対応を検討させていただきたいというふうに思っている。

渡辺 昌 朝日地区に農村公園というのがないので、ちょっとお聞きしたいのだけれども、当然公園なので、遊具とかそういうのは設置されているわけだね。その維持管理とかはどうなっているのか教えてください。

農林水産課長 1点、まず朝日地区においては、大須戸のため池の農村公園が農村公園の位置づけ

に指定されている。なので、朝日地区としては1か所あるというふうになるし、農村公園なので、公園というふうな位置づけなので、遊具についても設置をさせていただいているところなのだけれども、遊具の安全基準等々の関係で、基準を満たさない遊具については、順に撤去させていただいていた状況である。なので、今現在遊具のちょっと設置されていない公園も正直ある。こちらについては、順次必要に応じた形で設置のほうは検討はしているが、なかなかちょっと全部の地区に一気にというふうなところの対応ができない状況でもあるので、その辺は集落のほうと利用頻度、利用される方の状況も確認しながら、順次対応させていただければというふうに考えている。

渡辺 昌 今回ここに挙がっている集落は、中規模から割とこの辺では大きいほうの集落だと思うのだけれども、今子どもも少なくなってきた、住民の方の高齢化ということになるのだけれども、これ荒川地区だけか。

尾形委員長 今回はね。

渡辺 昌 今回というか、例えば維持できなくなってきたから、この農村公園廃止したいというか、維持できないとか、そういう動きというのは今のところ全然ないと考えていいのか。

農林水産課長 正直今現在山北に1か所、中浜農村公園という公園がある。ただ、こちらについては、利用頻度も含めて低くなって、利用するあれがなくなってきたのでということで、今現在公共のマネジメントの整理の中でも検討させていただいているところであるが、令和5年度をもって廃止という形で進めている公園も正直ある。ただ、ほかの公園のところでも具体的に廃止だとかというふうなところ正直お話を直接いただいている部分はない。各支所のほうにそれぞれの話で行っている部分あるのかもしれないけれども、具体的に廃止といった形での相談は、こちらのほうまで正直上がってきていないというのが現実なところだ。

河村 幸雄 管理料が発生しないということにも関わってくると思うけれども、私も農村公園ということ自体が分からないので、何か所か見に行ってきた。その中でもう全く利用していないような状況、草がぼうぼう生えているような状況のところもあったということが管理料とか、そういうことにも関係してくるかと思うし、今後行政側のマネジメントプログラムというふうに考えたときにどう考え、どう変わっていくのかというようなお考えがあるだろうか。

農林水産課長 こちらについては、市のほうで一方的にというわけにいかないで、各集落のほうと現状、利用状況も踏まえた中でお相談させていただきながら、今後の対応については検討する必要があるのかなと思っている。今委員おっしゃるように利用頻度が低くて、管理等十分でないところも多々あるのかと思うが、そういうところも含めて私ども現地のほうを確認しながら、その辺集落のほうにちょっと声かけというか、話かけをさせていただければというふうに思う。

(議第91号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第91号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第91号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第92号自由討議)
(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第92号討論)
(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第92号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第93号自由討議)
(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第93号討論)
(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第93号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第94号自由討議)
(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第94号討論)
(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第94号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第95号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（観光課長 田中章穂君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)
観光課長 それでは、指定管理者の指定に係る資料、8ページを御覧ください。この施設の名称は、村上駅前観光案内所である。指定管理者となる団体としては、一般社団法人村上市観光協会、そして指定の期間については、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としている。今回公募によらない理由とする内容については、当団体は観光振興に寄与するために設立された団体であること、そしてこれまでの管理の実績、そして効果的で効率的な管理運営が期待できることから、公募によらな

い指定管理者として提案するものである。団体の概要及び提案理由等は資料記載のとおりである。説明は以上だ。

(質 疑)

- 河村 幸雄 観光客に対しての案内の件なのだけれども、訪日客が増えてきている中、職員の中に外国語対応できる人というのがこの施設にはいるか。
- 観光 課長 観光協会の中に、この駅前の案内所に1名、英語の堪能な方がいらっしゃる。
- 河村 幸雄 ちょっと別な件だけれども、今やっぱりまち歩きをし、回遊するということが大切になってくるわけである。その中で、今までだとJRもしくは観光案内所で自転車の貸出しなんかをしていたのだけれども、JRとしては一切コロナを機にやめたということである。もう二、三年たっているということなのだ。その件と、今よく言われているキックボードみたいなものを貸出しするということは全国的にいろいろやっているけれども、そういうこともやっぱり大切になってくるかと思うけれども、村上市としてはお考えあるか。キックボードとはいわずに自転車の貸出しを再度進めるとか、JRと連携するとか、今はストップしているはずだ、それは。
- 観光 課長 私過去の自転車貸出しの内容をちょっと正確に把握していないものだから、その部分についてはお答えできないが、ただ今後自動車を移動手段とする観光客ではなくて、やはり電車を利用する方については、当圏域は非常に広いし、レンタカー、また町屋であれば自転車というのも非常に有効であるというふうに捉えている。ただ、具体的にそれをどうしようかというところの検討はまだちょっとしていない状況だ。
- 河村 幸雄 旅行者の行動範囲を広げたり、もっともっと魅力を知ってもらうためには、そういうことも大切になってくるかと思うので、よろしく願いいたす。
- 渡辺 昌 資料の9ページなのだけれども、ここに指定管理料の積算内訳ってあるのだけれども、令和8年度の部分だけ、委託料の関係か、指定管理料が数字違うのだけれども、これ何かの調整をしているのだろうか。
- 観光 課長 5年に1回空調機の点検を必要とする関係から、この年だけ若干の上昇がある。
- 渡辺 昌 この件については分かった。それと、昨年新しく町屋造観光案内所が議案に上がって、今年度から令和10年度までの指定管理になっているけれども、素朴な疑問なのだけれども、同じ基本的な働きしている施設なのに、こうやって指定管理料を建物によって分ける理由というのはどういう理由で2つになっているのか、あったら教えてください。
- 尾形委員長 質問の意味分かる。俺よく分からないのだけれども。
- 観光 課長 供用開始年度がちょうど既に駅前の指定管理等の年度が異なっているので、それで新たにスタートしたというふうに私は理解していた。
- 渡辺 昌 役割として同じ建物ではないか。指定管理者も公募でなくやっている施設なのに、離れているということもあるし、始まりが違うからという理由なのだろうけれども、一つにしたほうが効率がいいというのか、素朴な疑問なのだけれども、どうしても2つにしなければならないというのが、ただ始まりが違うというだけで別々に上がってくるのはどうなのかなと思ったのだけれども、考え方変だろうか。
- 観光 課長 ご意見確かに理解できるところがある。今後そういう指定管理先として同一である、今後も同一であるのであれば、やはり一方の指定管理期間を調整して、また一つにそろえるということもやり方として、方法としてはあるかと思う。ただ、今後の検

討課題とさせていただきたいと思う。

尾形委員長 ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

尾形委員長 なければ、私から1点。指定管理料の積算内訳の中で、建ってからたしか10年たっていると思うのだ。5年刻みでやって、更新してきているわけだから、そうなのだろうけれども、修繕費、あの建物基本的に木造の建物で、外から見ると結構傷み始めているなというふうに私感じているわけだ。その中で、この修繕料の8万円で例えば外壁の塗装とか、ほかの修繕とかというのが間に合わないというふうに思うのだけれども、その辺ある程度大きなものを、今後の修繕に関して担当課としてどう考えているのか。

観光 課長 規模が大きい修繕等は、今後ともやはり老朽化が進む中では発生すると思う。その内容を把握できた時点で、計画的に実施に向けた検討を進めてまいりたいと思う。あと、一定費用の高額なものについては、やはり今の指定管理料の中では外になるので、そこは市としても対応していきたいと思う。

尾形委員長 それともう一点、収入の中で、その他13万5,000円ってずっと上がっているのだけれども、この13万5,000円というのは商品の委託販売なのだかどうかも分からないのだけれども、販売の手数料なのだろうか、この13万5,000円。だとすると、ちょっと少ないかなって感じているのだけれども。

観光 課長 すみません。詳細についての資料は今日ちょっと手元にないが、恐らく観光協会としては公的事業と、それから収益的事業の両方の両建てでしている協会である。その収益的事業の中で、観光案内所の中で収益が上がるものと想定してみると、やはり物品の販売からの収益かなというふうには想像しているが、ちょっと手元に詳しい資料がないので、後ほどまたご報告させていただきたいと思う。

本間 善和 課長、委員会なのだから、駄目だよ、それでは。自分たちが積算したものではないか。自分たちが積算した根拠が分からないなんていうのは駄目だよ。

(「ちょっと休憩させてください」と呼ぶ者あり)

委員長(尾形修平君) 暫時休憩を宣する。

(午前10時26分)

委員長(尾形修平君) 再開を宣する。

(午前10時26分)

観光交流室長 施設内の物産販売スペース、それから会議室の使用料ということで積算をさせていただいている。

尾形委員長 では、あそこに置いてある商品は委託販売だって私はずっと認識したのだけれども、その収益というのはどこに入るのだ。

観光交流室長 指定管理料とは別に観光協会のほうの収益として上げているかと思う。

尾形委員長 観光協会の収入になるわけなのだ。

観光交流室長 自主事業としての収益になるので、こちらには上がっていない。

尾形委員長 なるほど。よく分からないけれども、後でまた調べてみる。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第95号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第106号 令和4年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（観光課長 田中章穂君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

観光 課長 それでは、議第106号 令和4年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算書の264P以降になる。蒲萄スキー場については、3年ぶりの営業再開となった令和3年度シーズンに続き、令和4年度も営業できている。しかし、前年同様雪不足のため、12月25日からオープンし、翌年3月5日までの70日間の営業となった。利用者については6,194人であり、令和3年度と比較すると約18.8%の減、人数にして1,437人の減となっている。それでは、決算について、まず歳入についてであるが、264P、265Pを御覧ください。そちらに収入済みの額の記載があり、歳入合計は8,115万3,777円である。歳出については、266Pから267Pに記載があるが、歳出合計で7,839万1,915円であり、歳入歳出差引残額は276万1,862円となっている。歳入の部の詳細についてご説明いたします。まず、歳入については、268P、269Pを御覧ください。1款1項1目のスキー場売上金は、スキー場の自動販売機及びスキー用品の売上げ等の売上金である。金額として27万6,202円である。2款1項1目蒲萄スキー場使用料はリフトの使用料であるが、こちらは808万1,550円となっている。3款1項1目は一般会計繰入金で6,188万8,000円、4款1項1目は前年度からの繰越金で10万1,359円である。5款1項1目の雑入については、それぞれ記載のとおりであるが、合計で250万6,666円となっている。歳入の合計が先ほど申し上げた8,115万3,777円である。続いて、歳出の部について、270P、271Pを御覧ください。1款1項1目の一般管理費の備考欄1、蒲萄スキー場一般経費だが、主な内容としてはスキー場の安全統括管理者等の報酬や下越地域スキー観光連絡協議会など各協議会の負担金となっている。備考欄2、蒲萄スキー場運営経費については、会計年度任用職員である現場作業員の報酬やロッジや圧雪機の修繕料、そして各種委託料などスキー場の運営に係る経費である。また、2款1項の公債費では、1目の元金で起債償還金が902万8,917円、2目の利子で起債償還金の利子として1万4,417円の支出となっており、272P、273Pの次のページになるが、歳出の合計が7,839万1,915円となっている。以上で説明を終わらせていただく。

(質 疑)

尾形委員長 私から1点、271Pの運営経費なのだけれども、この中で会計年度任用職員の報酬が1,000万円を超えているわけだ。人件費だけでそれだけになっているので、通年よりはすごくかかっているなと思うのだけれども、その辺いかがなのだろうか。

観光 課長 内容については、例年と同様のものと把握している。

尾形委員長 例年も1,000万円以上かかっていると。
観光 課長 はい。
本間 善和 課長、支出で昨年度の災害でゲレンデかなりやられたと、工事しなければならないところが出たという話は聞いていたわけだけれども、今回支出のほうで800万円からの支出の金額が出ているよね、工事費として。これ災害復旧とは関係ない工事なのか、災害復旧の工事なのか、その辺のところをまずちょっと教えていただきたいと思う。

観光 課長 こちらは、ご質問のとおり災害復旧に係る工事になっている。
本間 善和 そうすると、支出しているということは、災害復旧に関する工事はこれで完了しているという格好で捉えてよろしいのだよね。今年の営業に関わることなので。

観光 課長 災害復旧については、令和4年度の分がこの支出額で終わって、今年も継続して復旧の工事は実施している。
本間 善和 そうすると、今年の例えばシーズンが来たとなると、それによって営業に支障が出るということはある得るわけか。今のところどんな感じだろうか。

観光 課長 現在の復旧の計画、予定では、今シーズンの営業には支障ない形で計画している。
尾形委員長 今のに関連して、繰越明許で2,920万円取っているのが多分その工事費だと思うのだけれども、それが完了するというのでいいのだよね。今の答弁だとそういうことだよ。

観光交流室主幹 決算に出てきた800万円については令和4年度に完了した分で、令和4年度に完了しない分は繰越明許ということで、令和5年度に工事をさせていただいているが、令和5年度で発注した工事もあるので、そちらのほうは終わらない部分もあるので、グレープロードについては最低限の安全を確保した上でのオープンを目指している。

尾形委員長 さっき副委員長が質問したのは、あくまでも令和4年度の方は終わるけれども、令和5年度の方はまだ残るといったことなのだね。

観光交流室主幹 はい。
尾形委員長 そういう理解でいいのだね。分かった。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第106号については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

委員長（尾形修平君）散会を宣する。

(午前10時37分)